新旧対照表

九~十二 略)	を確認することができる方法により、子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。 「通園を目的とした自動車」運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席並びにこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの所在を防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在の防止する装置を備え、これを用いて前号に定める所在をできる方法により、子どもの所在を	の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子ど七 子どもの通園、園外における学習のための移動その他│〜 六 略)	官運理営	改正	福岡県認定こども園の認定要件に関する条例 平成十:
七~十 略)	新設)	新設) 略)	官 連 理 営	現	平成十八年福岡県条例第五十四号)